

## 障がい福祉サービス

「障害者総合支援法」により、障がいをお持ちの方の状態やニーズに応じた支援を致します。また、法の施行により、障がい者の範囲に「難病等」の方々が加わりました。対象となる方々は、身体障害者手帳等の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となります。詳しくは市の社会福祉課にご相談ください。

### ・ 居宅介護（ホームヘルプサービス）

入浴、排せつまたは食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助サービスです。身体介護中心、家事援助中心、通院等介助中心等の種別ごとに支給決定します。

### ・ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する方を対象とした、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービスです。（基本的に 18 歳以上の障がいをお持ちの方を対象としています）